

富山県再生可能エネルギービジョン改定検討会議設置要綱

(目的)

第1条 本県における再生可能エネルギー等の導入促進を目的として、「富山県再生可能エネルギービジョン」の改定について検討するため、富山県再生可能エネルギービジョン改定検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 再生可能エネルギー等の導入促進の施策等に関すること
- (2) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織・委員)

第3条 会議は、知事が就任を依頼した別表に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

(役員)

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、知事が指名する。
- 3 座長は、会議を進行する。
- 4 座長が出席できないときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、知事が招集する。

- 2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
 - (2) 公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 知事が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 会議において配布された資料は、原則として公表する。
- 5 会議の議事要旨及び議事録は、発言者の承認を得たうえで公表する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、富山県知事政策局成長戦略室に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項、その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

富山県再生可能エネルギービジョン改定検討会議 委員名簿

五十音順

役 職	氏 名	備考
富山国際大学現代社会学部教授	上坂 博亨	
富山大学理学部研究員	上田 晃	
有限会社イーズ代表取締役	枝廣 淳子	
株式会社グリーンエネルギー北陸代表取締役社長	加治 幸大	
国際大学副学長・大学院国際経営学研究科教授	橋川 武郎	
北陸電力株式会社執行役員再生可能エネルギー部長	橋本 学	
日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役副社長	平田 純一	
富山大学都市デザイン学部都市・交通デザイン学科教授	堀 祐治	
株式会社北陸銀行地域創生部長	宮本 仁志	
アークエルテクノロジーズ株式会社代表取締役	宮脇 良二	
YKK株式会社環境・安全管理部環境・安全企画室長	村田 康博	
京都大学大学院経済学研究科再生可能エネルギー経済学講座 特任教授	安田 陽	

○オブザーバー

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課長	米口 敬浩	
-----------------------------	-------	--